

労働安全衛生法に基づく安全衛生教育講座開催のお知らせ



低圧電気取扱業務特別教育

主催：(一社)飛騨地区労働基準協会連合会

労働安全衛生法では、労働者に「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に就かせる時は、その業務に関する安全のための特別教育を行わなければならないと定めています。（労働安全衛生法第 59 条、安衛則第 36 条）

低圧とは、直流では 750 ボルト以下、交流では 600 ボルト以下の電圧をいいます。また、電気工事士等の資格を有している者でも、この特別教育を受けなければなりません。

当連合会では下記により 特別教育を開催することといたしましたので、この機会にご受講いただきますようご案内いたします。

開催日程	令和 3 年 8 月 20 日 (金) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 (午前 8 時 30 分から受付)
実施場所	高山自動車短期大学 2 号館 (〒 506-8577 岐阜県高山市下林町 1155 番地)
受講料	当労基協会連合会 会員 1 名につき 7,150 円 (テキスト代・税込) 非会員 1 名につき 9,350 円 (テキスト代・税込)
受講定員	40 名
受付期間	令和 3 年 6 月 21 日 (月) より受付開始

カリキュラム等

【学科】

1. 低圧の電気に関する基礎知識 【1.0 時間】
2. 低圧の電気設備に関する基礎知識 【2.0 時間】
3. 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 【1.0 時間】
4. 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 【2.0 時間】
5. 関係法令 【1.0 時間】

【受講資格】

特になし

【特記事項】

1. 本教育は学科のみを行いますので、開閉器の操作 (1 時間以上) の実技教育を各事業場で実施してください。
2. 受講者数が 20 名に満たない場合は実施できないことがあります。
3. 講師：高山自動車短大教員

お申込み

裏面の受講申込書に所要事項を記載し、下記によりお申込み下さい。

- ◆ 受講料は現金を添えてお申込みいただくか、銀行振込みでお願いします。
- ◆ 申込書は FAX でも可。
- ◆ 振込口座：十六銀行 高山支店
普通預金：0668241
口座名：一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
- ◆ 受講者が定員に満たない場合は、中止になることがあります。
- ◆ 申込先
〒506-0025 高山市天満町 4-70 ア・ラックスビル 2 階
岐阜労働局登録教習機関
一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
TEL：(0577-32-2453) FAX：(0577-36-0350)

**低圧電気取扱業務特別教育
受講申込書
(FAX : 0577-36-0350)**

事業場名					
所在地	〒□□□-□□□□				
担当者所属		氏名			
電話番号	-	-	FAX番号	-	-
当連合会会員・非会員別			1. 会員 2. 非会員 (該当数字を○で囲んでください)		
No.	受講者 (氏名は、自動車運転免許証記載の通り記入して下さい)				
	ふり 氏	がな 名	性別	生年月日	現住所
		男 ・ 女	昭 ・ 平	. .	〒□□□-□□□□
		男 ・ 女	昭 ・ 平	. .	〒□□□-□□□□
		男 ・ 女	昭 ・ 平	. .	〒□□□-□□□□
		男 ・ 女	昭 ・ 平	. .	〒□□□-□□□□
		男 ・ 女	昭 ・ 平	. .	〒□□□-□□□□
(一社)飛騨地区労働基準協会連合会長 殿					
令和 年 月 日					
事業場名 申込責任者氏名					

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。